

現在の米国留学におけるJ-1ビザを取り巻く状況について

- J-1ビザ（交流訪問者ビザ）とは
 - J-1ビザは、アメリカ合衆国における教育・研究・文化交流プログラムに参加するための非移民ビザであり、多くの日本人研究者が研究留学の際に取得するビザです。雇用主（留学先の病院、大学、研究施設など）とは、プログラムスポンサー（ECFMGなど）を通じて活動することになります。
 - J-2ビザは、J-1ビザ保持者の配偶者および21歳未満の未婚の子どもが取得できる帯同ビザです。J-2ビザ保持者は、就労許可（EAD）を取得することで米国内での就労が可能となります。
 - その他、H-1Bビザ（専門職就労ビザ）は、特定の専門職での就労を目的としたビザであり、一部の医師留学でも使用されています。H-1BはJ-1と異なり、雇用主との直接の雇用契約が必要です。付帯家族に付与されるH-4ビザでは原則として就労は認められていません（一部例外を除く）。
 - J-1ビザの申請には、まずDS-2019（J-1交流訪問者ステータス資格証明書）をスポンサー機関から発行してもらう必要があります。DS-2019には、プログラムの種類（医師、研究者、教師など）や資金提供源（自己負担、奨学金、雇用機関など）などが記載されます。
 - その後、SEVIS費用（J-1ビザ管理システムへの登録料）の支払いとDS-160（ビザ申請書）の作成を行い、米国大使館または領事館での面接を経て、J-1ビザの取得が可能となります。
- 現在の状況（2025年6月15日時点）
 - 2025年5月27日、米国内務省は、全世界の米国大使館および領事館に対し、**新たな学生ビザおよび交流訪問者ビザ（J-1ビザを含む）の面接予約受付を一時停止**するよう指示を出しました。この措置は、**審査および身元確認の強化を目的**としたもので、**即日発効**されています。
 - 主なポイント
 - 新規ビザ面接の予約は一時的に停止
 - すでに予約済みの面接は、原則として実施される予定
 - 本措置は、J-1医師に限らず、F、M、Jカテゴリーの全交流訪問者・学生ビザ申請者に影響
 - 加えて、2025年6月4日に発表された大統領布告により、12か国（アフガニスタン、ミャンマー、チャド、コンゴ共和国、赤道ギニア、エリトリア、ハイチ、イラン、リビア、ソマリア、スーダン、イエメン）からの個人に対して、米国ビザの取得および入国を全面的に制限し、7か国（ブルンジ、キューバ、ラオス、シエラレオネ、トーゴ、トルクメニスタン、ベネズエラ）からの個人に対して、一部のビザカテゴリー（Jビザを含む）に制限が課されています。
 - 現在のビザ申請では、SNSアカウント情報の提出が義務化されており、DS-160フォームにて、過去5年間に使用したSNSとユーザー名を記載する必要があります。これらは背景調査の一環であり、対象となるSNSには、YouTube、Facebook、X（旧Twitter）、Instagramなどが含まれます。政治的な内容を含む投稿、他者の投稿への「いいね」やシェアなどの履歴を通じて、申請者の背景確認が強化され

ています。このような審査対象の拡大が、現在の新規ビザ面接の停止の一因となっていると考えられます。

- 最新情報（2025年6月25日更新）
 - 2025年6月18日、米国国務省は新規ビザ面接の一時停止を解除し、J-1ビザで渡米する医師の面接予約を優先するよう、各国の米国大使館および領事館に指示を出しました。今後、日本の大使館・領事館においても面接の予約が再開されることとなります。

- これからJ-1ビザを取得しようとしている方がすべきこと
 - DS-2019の取得
 - DS-160作成、ビザ申請手数料の支払いを済ませる
 - 大使館・領事館の予約状況をホームページから随時確認しておく（6月18日～予約再開）
 - 出発予定の遅延が予想される場合、DS-2019の有効性を保つためにトレーニングプログラムと連携し、開始日調整等の対応が必要
 - 自身のSNSアカウントが、米国の利益や安全保障の観点に反していないかを確認。政治的・論争的内容は避け、専門的で公的な内容にとどめる必要があると思われる。